

新聞社における新人研修プログラムとしての模擬裁判

— 読売新聞社 平成29・30年度実施 —

一般社団法人リーガルパーク代表理事 弁護士今井秀智

■ リーガルパークの模擬裁判

(特色)

- ① 省力化 役者を含め模擬裁判を「パッケージ」で提供するので、事前の準備がほとんどいらない。
- ② リアリティ オリジナル教材に基づき、正式な裁判手続きを目の前で展開。
- ③ 全員参加 参加者が何人であっても、少なくとも裁判員として全員が参加できる。
- ④ 法廷設営 参加者が積極的に参加しやすいように裁判官席の後ろに傍聴席を設営する。
- ⑤ 作戦タイム 裁判手続きの途中で、随時、作戦タイムを設け、チームミーティングを行う。

(模擬裁判のオリジナル教材)

- ・老人介護傷害致死事件（量刑判断— 認知症の母を蹴ってしまい死亡させた息子。実刑か執行猶予か。）
- ・事後強盗致傷事件（犯人性— 深夜、ゲームショップに侵入してゲームソフトを盗み、目撃者を押し倒して逃走。）
- ・強盗致傷事件（犯人性— 歩行者の背後から自転車でバックを強取。被告人は被害品を持っていたが、拾ったと弁解。）
- ・クリーニング店放火事件（出火原因の特定と犯人性— 自然発火か放火か。火災調査書に基づいて消防署員を尋問。）

■ ■ 新聞記者の新人研修における模擬裁判

(実施のきっかけ)

- ・読売新聞社では、従前、先輩記者らが模擬捜査や裁判をロールプレイング的に実施していたようであるが、どうしても法律専門家ではないことから、その実施方法や教育的効果に限界があった。
- ・「法教育」は法律専門家ではない一般の人を対象に行うものであることから、必ずしもその実施対象は学校現場に限らない。これまでリーガルパークでは、消防組合の消防署員やカルチャーセンター等で一般の成人対象に模擬裁判を行ってきた実績があった。

(実施状況)

- ・当事者役割分担型・作戦タイム導入
- ・約60名の参加者につき、当事者（検察官・弁護士）を各5名ずつ選定、残りをくじ引きで7～8人程度ずつの裁判員チームに分けた。証人尋問や論告・弁論の前などに、随時、作戦タイムを設け、検察官・弁護士チームにおいて、尋問内容等を相談し合う機会を与えた。なお、この時、検察官・弁護士チームにリーガルパークの若手弁護士や法科大学院生（USLE）を付けて助言指導を行った。
- ・題材は「クリーニング店放火事件」。被告人、証人役をリーガルパークで手配した。検察側証人の消防署員は現職の消防署員に公務として協力してもらった。

(効果・反応) 研修を受けた者の声

「裁判員の心証によって判決が変わることがわかった。『裁く人によって真実は異なる』という総括の言葉が印象的だった。」

「実際の取材では、検察側、弁護側のどちらかにだけ話を聞いても公平性は保てないのだと実感した。」

「記事によって、被告をはじめとする関係者の人生を左右しかねない。常に正確で公正な報道を心がける必要性を痛感した。」

■ ■ ■ 法教育授業としての模擬裁判の意義と課題

（日本評論社「裁判員時代の法リテラシー」法情報・法教育の理論と実践122頁参照）

裁判員裁判時代における法教育の在り方

裁判員裁判制度ができたから法教育が必要になったわけではないが、現象として裁判員裁判が法教育をクローズアップするきっかけになった。そのため、法教育の意義が裁判員裁判との関係で矮小化されがち。しかし、法教育は、裁判員裁判を務める市民を創ることだけが目的ではない。主体的かつ積極的に社会に参画し、自由で民主的な社会を築いていくための教育、すなわち「私民から市民」に成長させる教育としていかなる時代にも必要とされる。

模擬裁判授業に求められるもの

とはいえ、法教育の実践としての模擬裁判員裁判は法やルール、決まりを考える契機となる授業として有用性は高い。参加型授業としても取り入れやすく、しかも「判決」という形で一応の結論が出るので、他の法教育授業と比べても完結感もある。ただし、単なる「体験授業」としてはならず、また、法曹養成のための模擬裁判とは趣旨・目的が明らかに異なるのであるから、あくまで「学校教育」の一環として、児童・生徒に対し何らかの学習的効果をもたらさなければいけない。

課題 ①題材・教材の選定、②人的・物的環境整備、③事前準備の省力化、④受講対象者の一般化

⇒汎用性の高い教材として「昔話法廷」（NHK e-テレ：全10話）